## 集団的自衛権の行使容認について慎重審議を求める意見書

日本を取り巻く安全保障環境が変化する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定が行われ、現在、国会では安全保障関連法案が審議されている。

これらの法案は、日本が直接攻撃されていなくても、日本の存立にかかわるなど一定の条件を満たせば平時から集団的自衛権の行使が可能になり、同盟国等の後方支援、海外での協力支援活動が可能になるといわれている。また、自衛隊員の武器使用については「自己防衛」に限られてきたものから、活動範囲の制約が大きく拡大されて自衛隊の武力行使ができるように改められることで、任務の危険性が格段に高まることが危惧されている。

これまでの政府見解では、集団的自衛権は保持していても、行使を認めないという憲法解釈に立ってこれを維持してきている。集団的自衛権について限定的とはいえ、従来の立場を変えるのであれば、これまでの政府見解との論理的整合性や国民へ十分な説明をして理解を得ることが必要であり、同盟国や近隣諸国への影響も含め、慎重な議論が必須となる。

世界は今、平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっており、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進している。

よって、国及び政府におかれては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認については、慎重に審議されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣様

北海道士幌町議会議長 加納 三司